

【個人情報ファイル簿】

個人情報ファイルの名称	訪問調査票
実施機関の名称	市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	福祉部 介護保険課
個人情報ファイルの利用目的	介護保険法第 27 条から第 34 条に基づく要介護・要支援認定に利用するため。
個人情報の記録項目	1：被保険者番号、2：被保険者氏名、3：年齢、4：性別、5：申請区分、6：現在の状況、7：家族状況、8：前回認定有効期間、9：前回要介護度、10：特定疾病（第2号被保険者のみ）、11：一次判定、12：要介護認定等基準時間、13：中間評価項目得点、14：認知機能・状態の安定性の評価結果、15：現在のサービス利用状況、16：認定調査項目第1群（身体機能・起居動作）、17：認定調査項目第2群（生活機能）、18：認定調査項目第3群（認知機能）、19：認定調査項目第4群（精神・行動障害）、20：認定調査項目第5群（社会生活への適応）、21：認定調査項目特別な医療、22：認定調査項目日常生活自立度
記録される個人の範囲	介護保険要介護・要支援認定申請書を提出した者
記録情報の収集方法	訪問調査による
要配慮個人情報の有無	☒ 有 ☐ 無
記録情報の経常的な提供先	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）総務部 総務課 総務係 （所在地）加古川市加古川町北在家 2000 消防庁舎 2 階 行政資料室
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	根拠法令： 内 容：
個人情報ファイルの種別	☒ 法第 60 条第 2 項第 1 号（電算処理ファイル） 令第 21 条第 7 項に該当するファイル ☐ 有 ☒ 無 ☐ 法第 60 条第 2 項第 2 号（マニュアル処理ファイル）
備考	記録項目については、「要介護認定等の実施について」（平成 21 年 3 月 31 日老発第 0331005 号厚生労働省老健局長通知）に示されている訪問調査票の記載内容に準ずる。

「法」・・・個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）

「令」・・・個人情報の保護に関する法律施行令（平成 15 年政令第 507 号）